

電気通信分野に関する独占禁止法の立法論的検討

江口 公典 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

1 研究の目的と課題の設定

1-1 目的

本研究は、電気通信事業、電気・ガス事業等の規制産業について展開されてきた従来の独占禁止法と事業法の関係をめぐる研究の成果に立脚しながら、第1に、従来行われてきた競争導入のあり方について競争政策の観点から評価分析を行い、今後の政策課題を明らかにすること、第2に、とりわけ私的独占の禁止に関して立法論的検討の機運が高まっていることを踏まえて、不公正な取引方法の禁止等を含めた独占禁止法の全般的な将来像を創造的に探求することを目的とする。

わが国の独占禁止法は、過去の残滓を色濃く残しており、経済社会の急速でラディカルな変化に適合しない部分を含むものとなっているのではないかと。本研究は、このような認識に立脚してテーマに関する検討を行おうとするものである。また、私的独占の禁止に係る近時の立法論は、電気通信分野等における有力な事業者の行為について、従来とは異なる法技術を用いて独占禁止法上の規制を行うことをめぐる問題にほかならないことから、このような立法論の動向に着眼して踏み込んだ検討を行い、経営実務の制度的基盤に係る重要な変化を明らかにすることとしたい。

1-2 課題の設定

テーマに関する広範な問題領域のうち、本研究では、前述第1パラグラフにおける第2の点に重点を置いた。なお、第1の点を含めた総合的検討は、次年度における継続研究の課題となる。

本稿では、次のような仕方で研究成果の概要を示すこととする。

第1に、私的独占に関する解釈論と立法論をめぐる諸問題について、本研究の出発点となる基本認識を示す（後述2）。第2に、立法論に焦点を絞り、今年度の研究成果の概要について述べる（後述3）。

2 私的独占に関する解釈論と立法論

2-1 解釈上の主要問題

(1) 検討の視点

独占禁止法研究会報告書における「独占・寡占規制の見直し」の立法提案において、前述のとおり、私的独占の禁止規定に関する重要な認識が示されていたことを踏まえて、さらに全般的に私的独占に係る解釈上の諸問題を取り上げることとしたい。その場合、次の二つの点に留意すべきであろう。第1に、規制改革・競争導入に伴う不可欠施設等の専有による独占の問題を含め、私的独占の禁止規定をめぐって優れて現代的な競争政策上の課題について認識を深めることが必要となる。第2に、解釈論に留まらず、その延長線上の制度設計の領域（立法論）に立ち入ることが求められる場合もあろう。

(2) 行為主体

(a) 実務上私的独占事件において行為主体とされた事業者の多くは、当該市場において圧倒的な市場占有率を有する首位の事業者である。この点について、行為主体を「事業者」とのみ規定する定義規定の解釈に基づき、私的独占の行為主体がこのようなリーディングカンパニーに限定される必要はなく、それ以外の、たとえば業界2位、3位の事業者やさらに下位の事業者も私的独占の行為者となりうるという（批判的な）態度表明を行うことは、解釈論上問題があるわけではなく、むしろ正当であろう。

しかし、規制実務全般のあり方の観点に立てば、有力な首位事業者による競争制限行為こそが私的独占の構成要件を充足するケースが多く、またそのような事業者の行為は独占禁止法による規制の必要性ないし優先度も高いと考えられることから、その限りで、前述のような実務の状況には一定の根拠があることも疑いない。そうだとすれば、私的独占の行為主体について「事業者」という以上の限定がないこと、とりわけ市場における当該事業者の地位等に即して絞りが掛けられていないことについて、どのように考えるか。

(b) この点について、今日の競争政策の課題という立場からみれば、私的独占の行為主体となる事業者は、当該市場において（複数の事業者により構成される集団的なものを含めて）一定の有力な地位にあることが

前提となると考えられよう。いいかえれば、「事業者」一般を行為主体としていることに、政策上のポジティブな意義を見出すことは困難であるように思われる。「事業者」一般を行為者として規定していることについては、私的独占に係る立法上のコンセプトに立ち戻って検討する必要があるだろう。

(3) 排除・支配行為

(a) 私的独占の行為形態要件である「排除」・「支配」行為（「いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配すること」）のうち、支配行為は、支配の対象となる他の事業者が当該取引分野において事業活動を継続することを前提として、他の事業者を自らの意思に従わせることを意味するのに対し、排除行為については、新規参入の妨害を含め他の事業者を市場から駆逐しようとする行為が想定されているものと考えられる。この場合、排除行為、支配行為は、競争の実質的制限という対市場効果と結合して独占禁止法上悪性（不当性）を有すると評価される行為としてとらえられよう。

この点について、従来の多くの私的独占事件におけるように、事業者の当該行為が独占禁止法上の不公正な取引方法に（も）該当し、悪性が明らかである場合には、問題はない。また、当該行為が不公正な取引方法に該当することを媒介とすることなく排除行為を認定している事案であっても、行為の目的に係る悪性（いいかえれば主観的悪性）に着眼して排除行為が認定されている場合には、行為形態要件の充足に特段の問題は生じない。「排除」・「支配」の概念の外延に係る困難な問題が提起されているのは、野田醤油事件等ごく少数の事例にとどまる。

(b) 規制改革・競争導入に伴う不可欠施設等に係るものを含め、優れて現代的な競争政策上の課題に対応して私的独占の禁止規定の実効性を確保するためには、当該行為が不公正な取引方法に該当する場合や行為の主観的悪性に着眼した認定の場合のように、排除行為、支配行為の中心部分を構成する事例群から、次第に概念の外延に接近する方向を展望することとなる。また、不可欠施設を鍵概念として考える場合には、排除行為が中心となるものと思われる。

事業者の事業活動が場合によっては他の事業者を当該市場から駆逐する作用を有することは、公正かつ自由な競争の範囲内の事象として想定されることであり、そのような事業活動をすべて私的独占の定義規定における「排除」に該当するものと考えすることはできないことから、前述のような事業活動一般から「排除」を特定することとなる。その場合、しかし、いわゆる一般条項の場合にしばしばみられると同様に、「排除」行為の外延を定めることには大きな困難が伴う。学説では、行為の悪性の有無、法的非難に値するか否か、人為性のある反競争的行為か否かを基準とする考え方や、「反競争的な排除とは結局のところ、他の事業者を効率性によらずに駆逐することを意味」するとする見解がみられ、独占禁止法上の排除行為の特定の試みが行われている。

(c) 以上の一般論を踏まえ、具体的な法適用の場面や、法適用に係る理論的検討の場面では、事案に即して「排除」の範囲を決することとなる。次のような点が、その場合のポイントとなろう。第1に、私的独占の禁止規定の役割について経済社会の構造変化に即した検討を行い、排除行為の範囲を拡張する方向で創造的な解釈を行うこと、いいかえれば、私的独占の禁止に係る競争政策を今日的に更新することが求められているように思われる。第2に、そのような解釈論によっても捕捉できない行為があり、かつそのような行為が競争政策的に規制対象とされるべきであるならば、問題は立法論的な性格を帯びることとなる。

なお、行為形態要件の外延をめぐる検討、とりわけそれが立法論的な性格を帯びる場合の検討に際しては、行為形態要件と対市場効果要件をそれぞれ独立して取り上げるのではなく、両者を総合的な観点から検討する必要があるのではないかと。というのは、ひとまず解釈論の枠組みにとどまるという前提で考えても、原因としての排除行為と結果としての競争の実質的制限が相互規定的な関係に立つのではないかと考えられるからである。

(4) 因果関係（「により」）・競争の実質的制限

(a) 独占禁止法上の悪性を有する行為をとおして市場における競争に一定の悪影響が生じることを禁止するという私的独占の基本的なコンセプトに即して、定義規定では、排除・支配行為と競争の実質的制限の間に因果関係が存在することを求めている（「他の事業者の事業活動を排除し、又は支配すること『により』」「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」）。独占禁止法研究会報告書では、この点が、不可欠施設等の利用権の複数の専有者による、通謀のない同調的な参入阻止行為に対応する場合の隘路となっていた。しかし、解釈論をとおして私的独占の禁止規定を現代の競争政策上の課題に適合させる余地は少なくなく、またこのことが有効な立法論を展開することにもつながるものと考えられる。

(b) 私的独占、不当な取引制限、事業者団体に対する禁止行為（8条1項1号）および競争制限的企業集中（10条、15条等）の成立要件において中心概念となっている競争の実質的制限（「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」）は、独占禁止法の解釈論における重要な課題である反面、東宝・新東宝判決、八幡・富士合併事件審決をめぐって（批判的な）諸見解が示されたこと以外に、長らく理論的に大きな

争点とはされてこなかったように思われる。不公正な取引方法に係る公正競争阻害性の場合と対照をなしている。この意味で、「市場の価格その他の取引条件を支配する力の形成・維持・強化」（統合型市場支配）、「市場の開放性を妨げる力の形成・維持・強化」（閉鎖型市場支配）をめぐる議論が注目される。独占禁止法研究会報告書において提起された競争の実質的制限の解釈上の問題も、いわゆる閉鎖型市場支配を競争の実質的制限の内容に含めるか否かの問いにほかならない。この問いは肯定されるべきである（今村成和・独占禁止法入門〔第4版〕16頁参照）。

さらには、競争の実質的制限を市場支配力の形成（・強化）であると解する判例ないし通説的見解の立場の見直しが検討されるべきではないかという点が問題となる。競争の実質的制限を市場支配力の形成と解することを前提として市場支配力形成のとらえ方を拡大している閉鎖型市場支配論の試みをさらに押し進め、市場支配力の形成は競争の実質的制限の要件の中核部分を構成するものにすぎず、競争の実質的制限の概念の外延はさらにその外側にあると考えるのである。いいかえれば、競争の実質的制限の要件を「市場支配力」概念から解放するということになる。

理由は二つある。第1に、競争の実質的制限の要件は、市場における競争の状況が当該行為の前後で相対的に悪化すること、その悪化が「実質的」であることを要素としているのであり、したがって、行為者ないし行為者グループによる市場支配力の形成を必須の条件とするものではないように考えられることである。

第2に、競争の実質的制限の要件が「市場支配」ないし「市場支配力」と結びつけられてとらえられている歴史的背景には、独占禁止法制定当初すなわち占領期における日本側の政策的意図が横たわっており、そのような政策意図によって今日の解釈論を基礎づけることは妥当ではないように思われることである。

2-2 立法論

(1) 解釈論と立法論

規制改革・競争導入に伴う不可欠施設の占有に起因する場合を含め、優れて現代的な競争政策上の課題に直面して、私的独占禁止規定の解釈論、とりわけ成立要件に係る解釈論による対応が可能であり必要であることを、先に述べた。また、そのような問題領域が相当に広い範囲に及んでいることも、明らかになったように思われる。

他方で、解釈論による対応が限界に達していると考えられる場合、または、（限界に達していない場合にも）解釈論による対応と並行して立法上の手当てを行うことが適切であり妥当であると考えられる場合には、立法論へ移行することとなる。このことを踏まえて、以下では、私的独占の禁止規定に関して立法論的に検討することとしたい。第1に、私的独占の禁止規定を支えている立法上のコンセプトについて、第2に、ポジティブな立法論の端緒について取り上げる。

(2) 私的独占の禁止のコンセプト

(a) まず成立要件に即して考えるならば、私的独占の禁止のコンセプトは、私的独占を、①（必ずしも市場支配的でない）事業者が、②悪性のある排除・支配によって、③（従来十分に競争的であった市場を）競争制限的な市場に変質させる行為ととらえ、これを独占禁止法の目的に反する行為として禁止することである。このようなコンセプトについて、立法論的な観点から、さしあたり次のように指摘することができよう。

①の点について 私的独占の行為者、禁止の名宛人が「事業者」であるとされていることは、行為者の市場における地位に、たとえば市場支配的地位や市場における有力性のような限定がなく、したがってあらゆる事業者の行為を捕捉できることから、規制の実効性に資するものと評価することができないわけではない。しかし、このような評価が可能であるとしても、それは、優れて抽象的な見方であるというべきであろう。経済社会の現状を踏まえた競争政策的考慮の観点に立てば、当該市場において一定程度以上の有力な地位を占めていない事業者を含めて私的独占禁止の名宛人としていることに、有意なプラスを認めることは、困難であろう。

②の点について 重大な競争制限効果をもたらしており、したがって私的独占における排除・支配行為に該当するか否かが問題となるような事業者の行為が、経済社会の高度化に伴って、その悪性の点で（絶対的でなく）相対的なものにすぎなくなる傾向がみられる点に、留意すべきであろう。この問題点は、行為形態要件と競争制限要件との因果関係に係る前述の問題と結合して、さらに増幅される。

③の点について ここでは、原因としての排除（・支配）行為と結果としての競争の実質的制限が相互規定的な関係に立つのではないかという、②や①の点とも関わる先に示唆した問題について検討しよう。すなわち、競争政策の今日的課題に即して考えれば、私的独占の成否が、事業者ないし行為形態要件に係る事実と競争制限要件に係る事実との総合的評価をとおして決定されるという側面がみられるのではないかということである。たとえば、惹起される競争制限効果がきわめて重大であれば、行為形態要件に求められる悪性は低いもので足り、逆に、市場支配的事業者による悪性の強い排除行為が認定される場合にはそのことになかに競争制限効果がある程度内在するものととらえるというように、行為者、行為形態および競争制限効

果を完全に別個に検討対象にするのではなく、事案によっては、三つの（場合によっては二つの）要件を総合考慮し、それに基づいて私的独占の成否を判断することが求められているように思われる。このことには、もちろん、このような接近方法が解釈論の限界を超えていると判断される場合には立法論的検討に移行するという含意がある。

(b) 独占禁止法における私的独占の禁止規定は、母法アメリカ反トラスト法上の独占化行為の禁止規定（シャーマン法2条）に源を発している。そして、1890年シャーマン法2条の背景には、産業資本主義期における基本的に優れて競争的な経済社会を前提として、行為主体の市場における位置づけを問わず（「Every person・・・」）、市場における競争を変質させる独占化行為等を禁止するという政策的含意があったといつてよいであろう。私的独占の立法上のコンセプトも、これを基本的に受け継いでいるものとみられる。私的独占の禁止について立法論上の検討を行う場合には、このことにも留意すべきであるように思われる。

（3）立法論の端緒

以上の検討から、私的独占の禁止規定の実効性確保のために解釈論による対応を行う余地が広範に残されていること、他方で、とりわけ私的独占の禁止規定のコンセプトに着眼すれば、解釈論による対応と並行して立法論上の検討に着手することにも十分な根拠があることが明らかになった。本稿における検討の締めくくりとして、以下、私的独占の禁止規定についてポジティブに立法論を展開する場合の端緒となる事項について、簡潔に取り上げておきたい。

ドイツ法等にみられる市場支配的地位の濫用行為の規制がポジティブな立法論に対して大いに参考になるものと考えられる。この場合には、行為主体が限定されることとなるが、前述のとおり、現在と将来の競争政策の立場からは有意なマイナスとは考えられない。また、諸外国の新規立法の多くが、私的独占型ではなく、市場支配的地位濫用型の規制手法を導入していることにも、留意すべきであろう。

このような立場に基づいて現実の立法論を展開する場合に、現行法における私的独占の禁止規定との関係が問題となろう。現行規定と新規規定を併存させるか、現行規定を廃止して新規規定のみとするかの選択肢があり、あるいはその中間に、新規規定を導入する場合に現行規定を改め、両者を関連づけるという仕方も検討に値しよう。

3 私的独占に関する立法上の諸問題

3-1 独占禁止法 2005年改正法・2008年改正法案について

（1）課徴金の対象の空白？

支配による私的独占に係る課徴金の対象（7条の2第2項）は、被支配事業者の供給する商品・役務について「対価に係るもの」または（供給量、市場占有率、取引の相手方のいずれかを実質的に制限することにより）「対価に影響することとなるもの」とされている。これに対して、改正法案における排除による私的独占に係る課徴金の対象（改正法案7条の2第4項）には「対価に係るもの」または「対価に影響することとなるもの」という限定がない。そうすると、改正法案を前提とする場合、支配による私的独占のうち、「対価に係るもの」または（供給量、市場占有率、取引の相手方のいずれかを実質的に制限することにより）「対価に影響することとなるもの」に該当しない事例だけが課徴金の対象とならないことになり、私的独占に係る課徴金に空白の領域が生じる。

このことは、支配による私的独占に係る課徴金の対象を限定した際にその根拠となった課徴金制度の性格（①）と、排除による私的独占に対して課徴金を課そうとしている改正法案における課徴金の性格づけ（②）との間に変化があることに起因するのではないかと。違反行為を抑止するために課される行政上の金銭的不利益処分という基本的性格が変わるわけではないが、そのような基本性格の範囲内における具体的な制度設計の点では明らかな変化があるように思われる。すなわち、排除による私的独占に係る課徴金の場合には、①の場合の課徴金に関する（擬制された）経済的利得の剥奪という性格付けはそのままの形では妥当せず、たとえば「違反行為によって需要者にもたらされる損失」（の擬制）（独占禁止法研究会報告書〔2003年〕）という拡大された性格付けが必要となろう。（もっとも、独占禁止法研究会報告書において示された「違反行為のために社会に及ぼした経済的厚生」「の損失を負担又は補償させるとの観点から、違反行為によって需要者にもたらされる損失と擬制できる水準まで違反行為者から徴収する」という制度設計の提案は、主として課徴金額の引上げを念頭に置いていたものと思われる。）

そうだとすれば、課徴金の性格に関する②の考え方を支配による私的独占にも適用すべきであると思われる。すなわち、7条の2第2項における被支配事業者の供給する商品・役務について「対価に係るもの」または供給量、市場占有率、取引の相手方のいずれかを実質的に制限することにより「対価に影響することと

なるもの」という限定を外すことが妥当であるように思われる。なお、不当な取引制限、8条1項1号違反行為に係る課徴金の対象の限定（7条の2第1項、8条の3）についても、基本的には同様に考えられよう。

（2）私的独占に係る課徴金制度

このように考えてくると、私的独占に対する課徴金は、前述②の制度設計に係る考え方を踏まえ、3条前段違反行為に対するサンクションとして統一的に制度化されるべきではないか。私的独占に対する課徴金の法的性格が、支配による場合と排除による場合で異なるということは、立法論として大いに疑問である。

（3）課徴金制度の制度設計

中長期的な立法論としては、独禁法上の刑事制裁のあり方の見直しと連動して、いわゆる制裁金制度の導入が望ましいのではないかと考えられる。この場合、現行独禁法上の刑事制裁のあり方が制裁金制度導入の主要な障害となっていることから、私的独占、不当な取引制限等それ自体を犯罪構成要件とする現行規定を改め、入札談合を含む独自の犯罪構成要件の導入について検討すべきこととなろう。

（4）補論（独占禁止法基本問題懇談会報告書における「支配型」と「排除型」）

独占禁止法基本問題懇談会（論点整理および報告書資料集）では、私的独占の「支配型」、「排除型」として、次のような整理が示されている。――

排除型・・・事業者が単独で又は他の事業者と共同して、新規参入を妨害したり、既存の事業者を市場から退出させるなど、他の事業者の事業活動を排除することで、市場における競争を実質的に制限することをいう。

支配型・・・事業者が単独で又は他の事業者と共同して、他の事業者の事業活動を支配することで、その市場の価格や数量等を制限して、市場における競争を実質的に制限することをいう。

そして、このような排除型と支配型の対置が、支配による私的独占にのみ課徴金を導入したこと（独占禁止法2005年改正法）、さらには支配による私的独占に係る場合とは異なる性格の課徴金制度を排除行為による私的独占について（のみ）導入すること（2008年改正法案）の根拠づけと深く関係しているように思われる。

この点については、しかし、「排除型」、「支配型」はそれぞれ定義規定上の「排除」による私的独占、同じく「支配」による私的独占を意味していることを前提とする場合、「市場の価格や数量を制限して」という性格づけが後者についてのみ示されている点には深刻な問題点があり、排除行為による場合にもそのような性格づけが妥当する場合があるというべきであろう。「市場の価格や数量を制限して」いるかどうかは、行為形態が支配か排除かの如何によるのではなく、競争の実質的制限を含めた個々の私的独占事案の全般的な性格づけから引き出されるものと考えられる。

3-2 市場支配的事業者による濫用行為の禁止規定の立法提案

（1）立法提案

本研究の基本認識にも、現行独占禁止法における私的独占の禁止規定には一定の限界があり、市場支配的事業者による濫用行為の禁止規定の導入を検討すべきではないかという立法提案が含まれている（前述2-2）。このことを踏まえて、独占禁止法上の現行規定との関連づけ等をめぐる詳細な検討が求められている。この点については、市場支配的事業者による濫用行為の禁止規定の導入の必要性および現行規定との関連づけについて詳細に論じる注目すべき研究（正田彬「独占禁止法による市場支配力の規制」ジュリスト1327号117頁〔以下「正田論文」という〕）が現れている。

（2）論点

正田論文では、現行独占禁止法における諸規制（私的独占、不公正な取引方法の禁止）との関連を含めて、市場支配的事業者による濫用行為の禁止規定の導入の必要性が説かれ、また濫用行為に対するサンクションについても一定の構想が示されている。内容的にも本研究の基本認識と一致する点が多く、大いに参考になる。しかし、他方で、本研究の立場から批判的に吟味すべき問題点があることも否定できない。市場支配的事業者による濫用行為の禁止規定をめぐる立法論を推進する立場から、以下では、正田論文の問題点を取り上げ、該当する記述について簡潔にコメントを付すという仕方でも検討する。

(a) 該当する記述：「既に実質的に制限されている当該取引分野における競争について、改めて更に一定の取引分野における競争を制限する行為であるか否かを検討することは必要でない」・「競争が実質的に制限されている場合の競争の実質的制限ということになり、概念矛盾をもたらすことになる」（122頁）

コメント：独占禁止法上の諸規制に係る構成要件（定義規定）の解釈論に競争制限の状態と競争制限の行為とを区別する考え方を取り入れることにより、正田論文のいう「概念矛盾」という見方を適切に回避することができる。すなわち、一方で、一定の取引分野における競争がすでに実質的に制限されていること（＝市場支配的地位の存在）とは競争制限の状態であり、他方で、事業者が「一定の取引分野における競争を制

限すること」を要件としている私的独占や不当な取引制限の定義規定では、事業者が一定の競争制限的行為を行うことが求められているのであり、したがって、一定の取引分野における競争がすでに実質的に制限されているとしても、事業者が一定の取引分野におけるそのような競争を「実質的に制限する」ことが成立要件となるものと考えられる。このように、市場支配的事業者による濫用行為の禁止規定に関する立法論では、状態としての競争制限と行為としての競争制限を区別する視点が有用であろう。

(b) 該当する記述：「独占禁止法がその存在を前提としていなかった市場支配的企業」・「もともと独占禁止法は、市場支配力をその形成を阻止すべきものとして捉えており、競争の実質的制限に連なる行為については、それを禁止することを中心とした構成がとられていた」・(独占禁止法は)「市場支配力を持つ事業者の存在を前提としたものではなかった」(117頁) / 「不公正な取引方法の禁止は、基本的には、市場支配力の形成が阻止された市場における公正な競争を阻害する行為を対象とした制度として理解することができる」(125頁) / 「公益事業の独占」についての適用除外規定を削除して、これらの事業を直接独占禁止法の適用下に置くことになったときに、かかる市場支配的企業に対する独占禁止法上の制度として、市場支配的企業を前提とした規定が設けられるべきであった」(123頁)：

コメント：アメリカ反トラスト法(1890年シャーマン法)が産業資本主義期における基本的に優れて競争的な経済社会を前提として、カルテルや独占化行為等の禁止によって競争秩序の維持を図ろうとし、独占禁止法がそのような考え方を受け継いでいる側面があるとしても、独占禁止法をめぐる現状を前提とすれば、公益事業に係る適用除外規定の削除に伴う場合のほか、内部成長等をとおして市場支配的事業者が存在するようになる事態も想定すべきであろう。

(c) 該当する記述：「私的独占の場合には」刑事罰の定めが設けられており、また企業支配的企業の地位の濫用行為についても同様に考えられる」(126頁)

コメント：現行法上の私的独占、不当な取引制限の場合と同様に市場支配的事業者による濫用行為の禁止規定それ自体を犯罪構成要件とすることは妥当でないように思われる。この点については、前述 3-1 (3) 参照。

(注)分量の制限を受けている研究成果報告という性格上、参考文献は最小限にとどめている。とりわけ前述「2 私的独占に関する解釈論と立法論」について、江口「私的独占の禁止に関する解釈論と立法論」(土田和博ほか編・政府規制と経済法〔日本評論社〕223頁以下)脚注参照。なお、全般について、日本経済法学会編・私的独占規制の現代的課題(日本経済法学会年報 28号〔2007年、有斐閣〕)参照。

〈発表資料〉

題名	掲載誌・学会名等	発表年月